

## 再生可能エネルギー発電設備減税

### 1 目的

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税を減税することで、地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化を促進します。

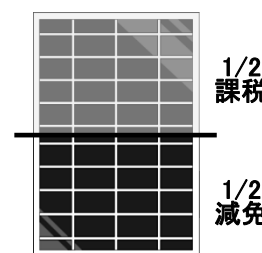
### 2 対象

取得時期	平成29年4月1日～令和7年3月31日
対象資産	①経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ②自家消費型再生可能エネルギー発電設備 ※①②ともに国の制度（課税標準額の特例制度）が適用される場合を除く
発電出力	10kW以上2,000kW未満

※経済産業大臣の認定を受けた設備の場合、取得日（稼動の日）と設備認定日（認定通知に記載されている認定日）の両方が取得時期の期間内であること

### 3 減免内容

- (1) 対象税目 固定資産税
- (2) 減免期間 課税初年度から3か年（賦課基準日1月1日）
- (3) 減免割合 1/2



### 4 手続き

固定資産税の法定納期限（4月末）までに、以下の書類を揃えて減免の申請をしてください。できる限り、償却資産の申告と併せて1月中に申請手続きをお願いします。

#### 【必要書類】

- ・減免申請書
- ・認定再生可能エネルギー発電設備は、認定通知「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し及び電力会社発行「発電設備の連系に関するお知らせ」等の写し
- ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備は、契約書類等一式の写し
- ・償却資産申告書の写し（該当設備が記載されている部分の写し。ただし、償却資産申告と同時に申請される場合は省略可）

※課税標準額の特例適用申請書も併せてご提出ください。

### 5 お問合せ先

豊田市役所 資産税課 償却資産担当（豊田市役所南庁舎3F）  
電話0565-34-6613（直通）